

# 個別課題への具体的な対策について

平成 26 年 7 月 4 日

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル  
小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ  
中央環境審議会循環型社会部会  
家電リサイクル制度評価検討小委員会  
合同会合

【はじめに】

第1章 家電リサイクル制度の現状

1. 家電リサイクル制度の施行状況
  - (1) 特定家庭用機器廃棄物の引取台数の状況
  - (2) 特定家庭用機器廃棄物のフロー推計
  - (3) 製造業者等によるリサイクルの状況
  - (4) 製造業者等によるフロン回収の状況
  - (5) 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の状況
  
2. 家電リサイクル制度による成果とこれまでの改善の取組
  - (1) 消費者の適正排出の推進
  - (2) 小売業者から製造業者等への適正引渡の確保
  - (3) 不法投棄対策の強化
  - (4) 適正リユース促進、廃棄物処理等の適正性確保
  - (5) 対象品目の拡大と再商品化率の向上

第2章 家電リサイクル制度における課題・論点

1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の課題
2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における課題
3. 家電リサイクル制度の一層の高度化に向けた課題
4. 対象品目についての課題
5. リサイクル費用の回収方式についての課題

第3章 課題解決に向けた具体的な施策の方向性

1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策の方向性
  - (1) 社会全体で回収を推進していくための回収率目標（仮称）の設定
  - (2) リサイクル料金の透明化及び低減化
    - 【製造業者等に対する報告徴収内容の細分化による料金の透明性の向上】
    - 【透明化の取組を通じた料金の低減化の検討】
  - (3) 消費者に対する効果的な普及啓発の実施
  - (4) 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築等による排出利便性の向上
  - (5) 適正なリユースの促進

2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策の方向性

- (1) 不適正処理に対する取締りの徹底
- (2) 不法投棄対策及び離島対策の実施
  - 【不法投棄対策に積極的に取り組む市町村への支援】
  - 【不法投棄対策未然防止事業協力及び離島対策事業協力の改善】
- (3) 小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底
- (4) 廃棄物処分業許可業者による処理状況等の透明性の向上
- (5) 海外での環境汚染を防止するための水際対策の徹底

3. 家電リサイクル制度の一層の高度化に向けた具体的な施策の方向性

- (1) 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進
- (2) 有害物質について

4. 対象品目について

5. リサイクル費用の回収方式について

【終わりに】

【はじめに】

## 第1章 家電リサイクル制度の現状

1. 家電リサイクル制度の施行状況
  - (1) 特定家庭用機器廃棄物の引取台数の状況
  - (2) 特定家庭用機器廃棄物のフロー推計
  - (3) 製造業者等によるリサイクルの状況
  - (4) 製造業者等によるフロン回収の状況
  - (5) 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の状況
  
2. 家電リサイクル制度による成果とこれまでの改善の取組
  - (1) 消費者の適正排出の推進
  - (2) 小売業者から製造業者等への適正引渡の確保
  - (3) 不法投棄対策の強化
  - (4) 適正リユース促進、廃棄物処理等の適正性確保
  - (5) 対象品目の拡大と再商品化率の向上

## 第2章 家電リサイクル制度における課題・論点

1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の課題
2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における課題
3. 家電リサイクル制度の一層の高度化に向けた課題
4. 対象品目についての課題
5. リサイクル費用の回収方式についての課題

## 第3章 課題解決に向けた具体的な施策の方向性

1. 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策の方向性
  - (1) 社会全体で回収を推進していくための回収率目標（仮称）の設定

国は、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に特定家庭用機器廃棄物の回収促進に取り組み、社会全体として適正なリサイクルを推進することを目指すため、回収率目標（仮称）を設定するとともに、回収率の実績について、本合同会合において毎年度報告すべきではないか。

また、回収率を向上させるためには、単に目標を設定するだけでなく、それを達成するために各主体がそれぞれの立場で回収促進に取り組んでいくことが必要であり、各主体の取組について、本合同会合において実施状況の点検を行う必要があるのではないかと。

さらに、回収率目標（仮称）を設定して各主体が回収促進に取り組む以上、その水

準は、従来の推計に頼るのではなく、可能な限り実態に基づく正確な数値を根拠に算出し、設定することが必要であることから、国は、現在は推計でしか把握できていない情報について、より正確な実態の解明に取り組むべきではないか。

## (2) リサイクル料金の透明化及び低減化

### 【製造業者等に対する報告徴収内容の細分化による料金の透明性の向上】

リサイクル料金については、それを負担している消費者の理解をより一層促進するため、国は、各品目ごとの費用や人件費、設備費等といった費目など、リサイクル費用を細分化して製造業者等から報告させるとともに、製造業者等の協力のもと、委託先のリサイクルプラントがリサイクルを実施した後の資源の売却益も含めた形で可能な限り明らかにすべきではないか。

また、国は、製造業者等の公表しているリサイクル料金が、リサイクルに必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回っていないか確認し、適正な原価を著しく超えていると考えられる場合には、当該製造業者等への勧告等を通じて料金の適正化に努めるべきではないか。

さらに、細分化されたリサイクル費用の内訳については、製造業者等や委託先のリサイクルプラントにおける公正な競争や交渉を阻害しない範囲で、可能な限り公表し、リサイクル費用をより一層透明化すべきではないか。

### 【透明化の取組を通じた料金の低減化の検討】

リサイクル料金の透明化を通じて、製造業者等自らがリサイクル料金の水準が家電リサイクル法に照らして適正か否かを検証し、リサイクルの質とのバランスに配慮しつつ、費用の低減や環境配慮設計の推進によるリサイクル料金の低減化を行うことについて、積極的に取り組むべきではないか。

## (3) 消費者に対する効果的な普及啓発の実施

家電リサイクル法が施行されてから10年以上が経過しており、制度が定着しつつあるが、さらに回収を促進していく観点から、国、製造業者等、小売業者、市町村は、それぞれが異なる立場で消費者と接することを踏まえ、消費者に対する効果的な普及啓発を各主体の立場を最大限活用して実施すべきではないか。

また、国は、普及啓発の一環として、関係省庁間で連携しつつ、消費者教育、環境教育にも積極的に取り組むべきではないか。

## (4) 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築等による排出利便性の向上

小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(いわゆる義務外品)については、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある。

このため、全ての市町村においてこれらの特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されるよう、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップすべきではないか。

また、国や製造業者等は、郵便局における家電リサイクル券の運用改善など、消費者の利便性を高めるための方策を検討すべきではないか。

#### **(5) 適正なリユースの促進**

国又は自治体は、優良なリユース業者に関する情報発信や小売業者が特定家庭用機器を適切に修理する取組を推奨すべきではないか。

## **2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策の方向性**

### **(1) 不適正処理に対する取締りの徹底**

国は、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」（平成24年3月19日付け環廃企・環廃対・環廃産発第120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）の各自治体への周知徹底を図ることを通じて、自治体が同通知を着実に運用し、違法な廃棄物回収業者等による特定家庭用機器廃棄物の不適正処理に対して、引き続き、廃棄物処理法に基づき適切に対処できるよう取り組むべきではないか。

また、特定家庭用機器廃棄物の違法な廃棄物回収業者等への引渡については、不法投棄等の不適正処理につながる可能性があるとともに、消費者トラブルが発生することもある。そのため、消費者がそれらの違法な業者を利用しないよう、国や市町村等が中心となり、小売業者や製造業者等といった関係者が協力して、消費者に対して家電リサイクル法ルート等への適正な排出を促す周知・広報を徹底すべきではないか。

### **(2) 不法投棄対策及び離島対策の実施**

#### **【不法投棄対策に積極的に取り組む市町村への支援】**

市町村は、地域の実情に応じて、関係者と協力して特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の未然防止対策に取り組む必要がある。

国は、不法投棄や不適正処理に積極的に取り組み、成果を上げている市町村の事例を収集し、提供すること等を通じて、市町村の取組を支援すべきではないか。

#### **【不法投棄対策未然防止事業協力及び離島対策事業協力の改善】**

製造業者等は、市町村の取組を支援するため、不法投棄対策等に積極的な市町村に対して、引き続き不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力を通じて、不法投棄未然防止対策や不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の処理費用に係る市町村の負担軽減、離島地域における収集運搬料金の負担の低減化を進めるため、両事業協力の延長等を行うべきではないか。

また、両事業協力については、現状、利用している市町村が限られていることから、

より多くの市町村が両事業協力を活用できるよう、市町村が申請する際の手続の簡素化や両事業協力の内容の改善等を検討すべきではないか。

### (3) 小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底

引取台数の多い小売業者に対して、国は、店舗毎の引取台数と販売台数を定期的に報告させる等の取組を行うべきではないか。また、国は、インターネット販売事業者や通信販売事業者を含め、小売業者から製造業者等への引渡義務違反等に対する監督を徹底すべきではないか。

### (4) 廃棄物処分業許可業者による処理状況等の透明性の向上

廃棄物処分業許可業者による特定家庭用機器廃棄物の処理状況等について、国は、自治体に対して、特定家庭用機器廃棄物を処分している事業者への報告徴収・立入検査を通じ、廃棄物処理法の告示に基づいて処分が行われているか定期的に確認するよう周知するとともに、その結果をとりまとめて公表すべきではないか。

特に、フロン類については、その回収量等を把握する方策について、国は検討すべきではないか。

### (5) 海外での環境汚染を防止するための水際対策の徹底

廃棄物等の不法輸出の水際対策については、税関等の関係機関との協力が不可欠であり、引き続き連携して対応していくとともに、水際での有効な取締りを行うため、上流側である自治体との情報共有等の連携を強化していくべきではないか。

また、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が中古品と偽って輸出されないよう、平成 25 年 9 月に策定した輸出時における中古品判断基準に基づき、輸出者による基準を満たしていることの証明が十分確保されているかを、税関等の関係機関と連携して、しっかり確認していくべきではないか。

## 3. 家電リサイクル制度の一層の高度化に向けた具体的な施策の方向性

### (1) 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進

家電リサイクル法においては、「再商品化」を、機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、①自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為、または②これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為と定義している。

家電リサイクル制度の質を担保していく観点から、国は、これらの部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について、製造業者等に対してガイドラインを示すべきではないか。

また、再商品化率については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう法定の

水準を引き上げるべきではないか。

さらに、今後ともリサイクルの「質」を高めていく観点から、国は、再商品化率に加えて再資源化率の把握に努めるとともに、水平リサイクルを促進する等、製造業者等による高度なりサイクルの取組を促進すべきではないか。

## (2) 有害物質について

製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物のリサイクルに当たって、環境省告示等に従い、その部品に含まれるPCBや鉛、水銀といった有害物質について厳格に対応してきたところであり、これらの適正処理の対応状況等について、本合同会合を通じて、積極的に情報発信を行うべきではないか。

また、特定家庭用機器を含む電気・電子機器については、J-MOSS や欧州の RoHS 指令への対応等に既に取り組んでいるところであるが、引き続き、製品設計の段階から有害物質の使用量を可能な限り低減するよう努めるべきではないか。

## 4. 対象品目について

家電リサイクル法の対象品目については、市町村から追加すべきとの要望がなされている電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーターについて、家電リサイクル法の対象品目の要件に該当するかという観点から議論を行った。

その結果、これらの品目については、出荷台数の少なさや配達率の低さ等を踏まえると、家電リサイクル法の対象品目の要件を満たしているとは言えない状況であったことから、現時点では家電リサイクル法の対象品目の追加は見送るべきではないか。

また、これらの品目については、いずれも平成 25 年 4 月に施行された小型家電リサイクル法の対象品目となっており、まずは同法の下で回収を促進していくべきであり、市町村の処理状況や小型家電リサイクル法の施行状況を踏まえ、今後とも国は調査・検討を行っていくべきではないか。

## 5. リサイクル費用の回収方式について

リサイクル費用の回収方式については、排出時に消費者が負担する方式（排出時負担方式、いわゆる「後払い」）とするか、購入時に消費者が負担する方式（購入時負担方式、いわゆる「前払い」）とするかといった観点から、法制定時と前回見直し時に議論がなされ、その結果、現行の排出時負担方式が採用されている。

今回の見直しにおいても、「購入時負担方式」に変更すべきとの意見、現行の「排出時負担方式」を維持すべきとの意見がそれぞれ委員から出されたことから、購入時負担方式について考え得る方式のメリット・デメリットや論点・課題を比較検討し、議論を行った。

具体的には、特定家庭用機器の購入時に消費者から回収したリサイクル料金を、①当該特定家庭用機器が将来排出される際のリサイクル費用に充てる方式（将来充当方



式) とするか、同時期に排出される特定家庭用機器廃棄物のリサイクル費用に充てる方式(当期充当方式) とするか、②特定家庭用機器購入時に消費者から回収したりリサイクル料金を、製造業者等ごとに管理する方式(個社管理方式) とするか、資金管理を第三者機関に委託する方式(資金管理法方式) とするか、という観点から4つの方式に分類し、現行方式を含めた5つの方式それぞれのメリット・デメリット、論点・課題を示して議論を行った。

これに対して、さらに方式を絞り込んで議論すべきとの意見があったことを踏まえ、「現行方式」「将来充当・資金管理法方式」「当期充当・資金管理法方式」について、現時点で想定される制度のイメージを示し、詳細な議論を行った。

しかしながら、今回の見直しの議論の中では、購入時負担方式のそれぞれの方式における論点・課題についてどのように対応するかといった点について、結論には至らず、費用回収方式を排出時負担方式から購入時負担方式に移行することについては結論が出なかった。

国においては、引き続き、諸外国の事例の情報収集等に努め、購入時負担方式を採用した場合の効果やそれぞれの方式における論点・課題等について、今後とも検討を行うべきではないか。

その上で、現在の排出時負担方式の下でのリサイクルを進めていく中で、新たに設ける回収率目標(仮称)の達成状況や特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の状況、回収促進にかかる各主体の取組状況を点検し、各主体が回収率を向上させるために必要な取組を行っても、回収率目標(仮称)に照らし、回収率が過去の実績を勘案して低い状況や、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の悪化の状況を改善することが困難であると考えられる場合には、その原因を分析し、購入時負担方式への移行も含めた制度的な見直しを行うことについて検討すべきではないか。

## 【終わりに】

今後、国、製造業者等、小売業者及び市町村においては、循環型社会の構築に向けて、家電リサイクル制度の改善を通じてより一層の貢献ができるよう、この報告書を基に、施策の具体化に取り組んでいくことを期待する。

本合同会合としては、今後、この取りまとめに位置付けられた各種施策の進捗状況を把握し、その有効性について検証することが必要である。したがって、少なくとも毎年一回、家電リサイクル制度の施行状況や各種施策の実施状況等をフォローアップするとともに、経年の施行状況を踏まえて今回の検討から5年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当である。

なお、本合同会合においてフォローアップを行う中で、制度に起因する看過し難い課題が発生している場合や、我が国を取り巻く社会経済情勢の変化等により、新たに家電リサイクル制度を見直すことが必要と判断される場合には、本合同会合における合意を以て、制度の見直しに係る議論を再度行うこととすべきではないか。